

市第67号議案

横浜市中心卸売市場業務条例の一部改正

横浜市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例

横浜市中心卸売市場業務条例（昭和47年 3 月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第47条第 4 項中「前項後段」を「前項」に、「1.05」を「1.08」に、「前項の」を「同項の」に改める。

第52条第 3 項中「1.05」を「1.08」に改める。

第55条第 2 項第 2 号及び第 3 項並びに第59条第 1 項中「5 パーセント」を「8 パーセント」に改める。

第68条第 1 項中「1.05」を「1.08」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市中心卸売市場業務条例第68条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

## 提 案 理 由

横浜市中心卸売市場の使用料について消費税及び地方消費税相当分を改定する等のため、横浜市中心卸売市場業務条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市中心卸売市場業務条例（抜粋）

$$\left( \frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}} \right)$$

（卸売をした相手方の明示及び引取り）

第47条 （第1項から第3項まで省略）

- 4 卸売業者は、 $\frac{\text{前項}}{\text{前項後段}}$ の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売、入札又は相対による取引に係る価格に $\frac{1.08}{1.05}$ を乗じて得た価格をいう。以下同じ。）が $\frac{\text{同項の}}{\text{前項の}}$ 仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。

（卸売予定数量等の報告）

第52条 （第1項及び第2項省略）

- 3 卸売業者は、規則で定めるところにより、前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（せり売、入札又は相対による取引に係る金額に $\frac{1.08}{1.05}$ を乗じて得た金額をいう。第56条第1項において同じ。）を市長に報告しなければならない。

（仕切り及び送金）

第55条 （第1項省略）

- 2 卸売業者は、前項の売買仕切書に、次の事項を明記しなければならない。

（第1号省略）

- (2) 前号に規定する単価に数量を乗じて得た額及びその額の $\frac{8}{5}$ パーセントに相当する額並びにこれらの合計額

（第3号から第5号まで省略）

- 3 食肉部の卸売業者は、第 41 条の規定による委託を受けた場合において、家畜を解体し、枝肉又は部分肉として卸売をしたときは、第 1 項の規定による売買仕切書に、枝肉又は部分肉のほか、原皮、内臓その他の副産物の単価に数量を乗じて得た額及びその額の  $\frac{8 \text{ パーセント}}{5 \text{ パーセント}}$  に相当する額並びにこれらの額の合計額を記載しなければならない。

(買受代金の即時支払義務)

- 第 59 条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金（買い受けた額にその  $\frac{8 \text{ パーセント}}{5 \text{ パーセント}}$  に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。

(第 2 項から第 4 項まで省略)

(使用料等)

- 第 68 条 市場の使用料は、別表第 2 の金額に  $\frac{1.08}{1.05}$  を乗じて得た額の範囲内で規則で定める。

(第 2 項から第 4 項まで省略)